

大切な財産を大切な人に円満に引き継いでいくために ～～～ 相続・贈与を考えてみませんか ～～～



相続税の 計算方法

- 次の前提条件により相続税の計算しております。
- 相続人 配偶者、子2人の3人とします。
- 相続財産 相続税評価額により評価したものとします。
- 小規模宅地等 特定居住宅地等の限度面積とします。
- 相続税額 実際の納税額は、百円未満切捨てとなります。

(単位:万円、%)

項目	相続人合計等	配偶者	子1	子2
① 相続財産(預貯金、不動産等)	32,000	14,100	11,000	6,900
② みなし相続財産(生命保険金等)	2,500	2,500		
③ 相続財産の合計額 (①+②)	34,500	16,600	11,000	6,900
④ 債務、葬式費用	1,000	1,000		
⑤ 正味相続財産 (③-④)	33,500	15,600	11,000	6,900
⑥ 各相続人の正味財産の割合	100%	47%	33%	20%
⑦ 相続評価の軽減	-7,100	-7,100		
小規模宅地等の減額 7,000 万円×80%	-5,600	-5,600		
生命保険金非課税金額 500 万円×法定相続人	-1,500	-1,500		
⑧ 課税価格の合計 ⑤+⑦	26,400	8,500	11,000	6,900
⑨ 相続人の課税価格の割合	100%	32%	42%	26%
⑩ 基礎控除額(3,000 万円+600 万円×法定相続人)	4,800			
⑪ 課税遺産総額(26,400 万円-4,800 万円)	21,600			
⑫ 法定相続割合	100%	50%	25%	25%
⑬ 法定相続分に応じた取得金額	21,600	10,800	5,400	5,400
⑭ 相続税率「相続税の税率表」		40%	30%	30%
⑮ 控除額「相続税の税率表」		1,700	700	700
⑯ 相続税の総額(⑬×⑭-⑮)	4,460	2,620	920	920
⑰ 各人の相続税額(相続税総額 4,460 万円×⑨)	4,460	1,427	1,873	1,160
⑱ 配偶者の税額軽減額		-1427		
⑲ 各相続人の納付税額	3,033	0	1,873	1,160

納税資金の確保

- 配偶者は、課税価格が1億6,000万円又は民法上の配偶者の相続分のいずれか大きい金額までの分は相続税がかかりません。

※ 個別具体的な税務については、税務署又は税理士等にご相談して下さい。